

第 12 条（有線放送に関する利用許諾）

1. 有線放送に関する利用許諾の使用料は、次項以下に定める金額に、消費税相当額を加算した額とします。
2. 有線ラジオ放送による有線放送等の使用料は次のとおりとします。

(1) 年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合

年額使用料は、当該有線放送のチャンネルごとに、当該年度の前年度におけるそのチャンネルの有線放送事業収入に下表の使用料率を乗じて得た額に、利用者と協議の上定める率を乗じて得た額の合計額とします。ただし、当該有線放送を行う事業者がチャンネルごとの有線放送事業収入を計上できない場合は、全チャンネルの有線放送事業収入に、各チャンネルの該当する区分の使用料率を按分して算出した率を乗じて得た額に、利用者と協議の上定める率を乗じて得た額とします。

区 分	使用料率
専ら音楽により編成されたチャンネル	3.0 %
主として音楽番組のチャンネル	2.25 %
総合編成のチャンネル	1.5 %
ニュース・スポーツ等のチャンネル	0.75 %

(2) 年間の包括的利用許諾契約によらない場合

著作物の利用方法ごとに 1 曲 1 回の利用につき、それぞれ下表の使用料額を適用します。

1 曲 1 回の有線ラジオ放送につき	使用料額
利用時間 5 分まで	受信契約世帯 1,000 世帯ごと 1,500 円
利用時間 5 分までを超えるごと	受信契約世帯 1,000 世帯ごと 1,500 円

(3) 有線ラジオ放送については、さらに以下の事項を定めるものとします。

- ① 年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の年度区分は、4 月から翌年 3 月までとします。
- ② 受信契約世帯数は、毎年 3 月末日の受信契約世帯数とします。
- ③ 「有線放送事業収入」とは、受信料収入、広告放送料等収入、委託放送料収入、番組制作料収入および番組販売収入の合算額から、広告代理店手数料および受信料の収納にかかる直接経費に相当する額を控除した額（消費税を含まないもの）をいいます。
- ④ 使用料の算定となる年度の前年度において有線放送事業収入を得る期間が 1 年に満たないときは、年間の有線放送事業収入に換算した額により年額使用料を算定します。
- ⑤ 有線ラジオ放送等の使用料を算定するに当たり、有線放送事業収入がないなど本規定により難しい場合は、利用者と協議の上、本条第 2 項(1)および(2)の規

定の範囲内において定めるものとします。

3. 有線テレビジョン放送事業者（以下「CATV 事業者」といいます。）が、有線テレビジョン放送に著作物を利用する場合の使用料は、次のとおりとします。ただし、当該年度の前年度における有線放送する期間が1年に満たないときは、有線放送する月数に応じて使用料額を減額することができるものとします。

(1) 年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合

① 有線放送事業収入がある場合の年額使用料

当該年度の前年度における有線放送事業収入に2%以内で利用者と協議の上定める率を乗じて得た額とします。ただし、算出した額が下記②の額を下回る場合は、下記②の額とします。また、新設局の開局年度の使用料の算出にあたっては、当該CATV事業者と協議の上、下記②の範囲内で使用料額を算出するものとします。

② 有線放送事業収入がない場合の年額使用料

次の区分に定める額とします。

受信契約世帯数	使用料額
1,000 世帯まで	30,000 円
3,000 世帯まで	50,000 円
5,000 世帯まで	80,000 円
10,000 世帯まで	100,000 円
10,000 世帯を超える場合	受信契約世帯数に 10 円を乗じて得た額

(2) 年間の包括的利用許諾契約によらない場合

著作物の利用方法毎に1曲1回の利用につき、それぞれ下記の使用料額を適用します。ただし、歌曲において楽曲に著作権のない場合もしくは NexTone の管理外の場合、または歌詞が NexTone の管理外の場合、それぞれ1曲1回の使用料の6/12の額とします。

1 曲 1 回の CATV 放送につき	使用料額
利用時間 5 分まで	受信契約世帯 1,000 世帯ごと 1,000 円
利用時間 5 分を超えるごと	受信契約世帯 1,000 世帯ごと 1,000 円